

3月のお知らせ掲示板

市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

皆さんの意見を募集中!! 三原市デジタルファースト実行計画

次の計画案について皆さんの意見を募集します。寄せられた意見や要望、改善案などを考慮して最終的な計画を策定します。

募集
期限

14日(月)まで

提出
方法

専用提出フォーム、郵送、
ファクス、Eメール、持参

パブリック
コメント
よろしく



- 計画の概要 電子申請などで行政手続きを便利にしたり、自動化技術で行政運営を効率化したりする市のデジタル施策の推進方針を定める計画
- 提出先 デジタル化戦略課(〒723-8601 港町三丁目5番1号 TEL 0848-67-6010 FAX 0848-64-4985 Eメール: joho@city.mihara.hiroshima.jp)、または各支所へ
- 計画・意見書(様式)の設置場所 市HP、情報公開コーナー(市役所本庁4階)、各支所、本郷・久井・大和保健福祉センター、中央・本郷・久井・大和図書館
※新型コロナウイルス感染症の影響により各図書館は臨時休館となる場合があります。
- 提出できる人 市内在住・在勤・在学の人、市内に事業所がある個人・法人



市HP



提出
フォーム

※意見に対する個別の回答は行いません。提出された意見と市の考え方をまとめて、市HPなどで公表します。

01 住民異動などの届け出を忘れずに

就職や転勤など住民異動の多い時期です。住所などを異動したときは、住民異動の手続きと併せて、国民健康保険や国民年金などの手続きも必要です。

【受付時間】8時30分～17時15分

【手続きの方法】本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、保険証など)を用意し、市民課または各支所へ

届け出に必要な物など詳しくは市HPで確認してください。

※同一世帯以外の方が代理人として手続きする場合は、委任状が必要です。

※月・金曜日や12時～14時の時間帯は窓口が混雑します。混み合う日時を避けるなど、新型コロナウイルス感染症予防に協力してください。

問 市民課(TEL 0848-67-6047)



市HP

02 引っ越しが決まったら水道部へ届け出を

引っ越しが決まったら、早めに水道部へ連絡してください。連絡がないと、使用していないでも基本料金がかかります。

異動の種類	届け出る内容
市内での転居 市外への転出	お客様番号、現住所、名前、引っ越しする日、引っ越し先の住所、電話番号 ※市内での転居は、引き続き同じ口座での引き落としができます。希望する人は、手続きの際に申し出てください。
市外から転入	新住所、名前、電話番号、使用を開始する日

使用水量・料金等のお知らせ		
お客様番号		検針日
0123-045678-01		
お客様番号		スドウ タロウ 様
使用期間	用途	メーター番号
		口径
		mm
今回指針(+)		
前回指針(-)		
旧メーター水量(+)		m³
今回使用水量		m³

※水道部HPからも手続きができます。



水道部
HP

問 水道部管理課
(TEL 0848-64-2243)

03

公共下水道を使用できる区域が広がります —区域内の人は下水道に接続しましょう—

31日(木)から、次の区域で新たに公共下水道が使用できるようになります。

令和3年12月31日時点で使用可能区域内の接続率は92.5%です。公共下水道に接続すると、衛生的に生活でき、地域の環境保護、川や海の水質保全にもつながります。

公共下水道が使用できる区域では、できるだけ早期に接続しましょう。使用できる区域になって3年以内に接続する場合は、融資あっせん制度を利用できます。

【対象区域】旭町一丁目、東町三丁目、港町三丁目、宮浦五丁目、皆実四・五丁目、円一町一丁目、中之町一・二丁目、西宮一丁目、頼兼二丁目、本郷南三・四丁目、下北方一丁目のそれぞれ一部地域

※詳しくは問い合わせるか、市HPで確認してください。



←市HP

悪質な業者に注意を

「市からの委託で宅地内の排水管の点検・清掃に来た」と説明し、契約や代金の支払いを迫る業者がいます。市はこのような業務を業者に委託していません。十分に注意してください。

問 下水道整備課(TEL 0848-67-6049)

05

公共施設予約システムの利用を一時休止します

公共施設の予約システムが、4月1日(金)9時からリニューアルします。

このため、3月31日(木)17時から4月1日(金)9時まで、施設予約システムを休止します。

各施設の窓口でも、新規利用登録や予約の受付・取り消し・変更、予約状況の確認はできません。

詳しくは市HPで確認してください。

問 スポーツ振興課
(TEL 0848-64-7219)



←市HP

04

下水道のつまり防止に協力を

下水道管が詰まると広範囲で一時的に使用できなくなり多くの人に影響が発生します。次のことに協力してください。

●トイレの使用時

トイレットペーパー以外の紙類は流さない

※トイレに流せると宣伝されている便座シートなどもつまりの原因となります。

●飲食店の洗い場

排水口に設置されている油を除去するグリーストラップを定期的に清掃する

※油が冷えて固まるとつまりの原因となります。グリーストラップの清掃は、油は週1回、ゴミは月1回取り除くことが目安です。

問 下水道整備課(TEL 0848-67-6124)

06

不育症の治療費の補助は3月末まで

☑ 令和3年4月～令和4年3月31日に不育症の検査・治療を受け、次の全てに該当する夫婦

- 不育症であると医師に診断された
- 補助対象検査・治療の初日に法律上結婚しており、妻の年齢が43歳未満である
- 治療を受けた初日から申請日まで市に住民登録している
- 夫婦の所得の合計額が730万円未満である
- 市税などを滞納していない

【補助額】上限30万円

【補助回数】1夫婦につき年度に1回

【申請方法】申請書(提出先、市HPに用意)に必要書類を保健福祉課へ

※申請には、医療機関が発行した領収書の写し(院外処方がある場合は、薬局の領収書も必要)が必要です。

※必要書類など詳しくは問い合わせるか、市HPで確認してください。

【申請期限】31日(木)まで

※次のいずれかに該当した場合は該当した日の翌日から2カ月以内に申請してください。

●補助対象検査・治療が30万円を超えた場合

●補助対象検査・治療を終了し、今後、検査・治療を行う予定がない場合



←市HP

問 保健福祉課(TEL 0848-67-6359)

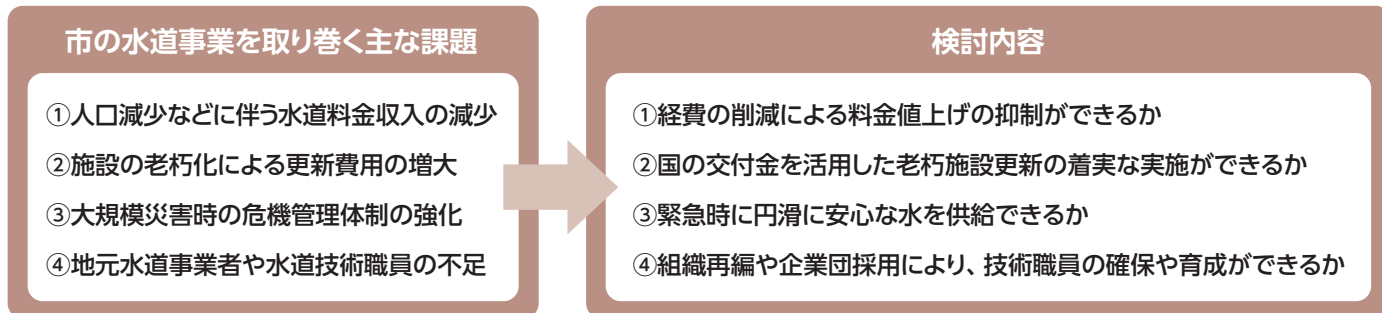
07 水道事業の広域化について議論を進めています

県内の水道事業体(各市町)の多くは、施設の老朽化による更新費用の増大、節水機器の普及や人口減少による水道料金収入の減少など、さまざまな課題を抱えています。

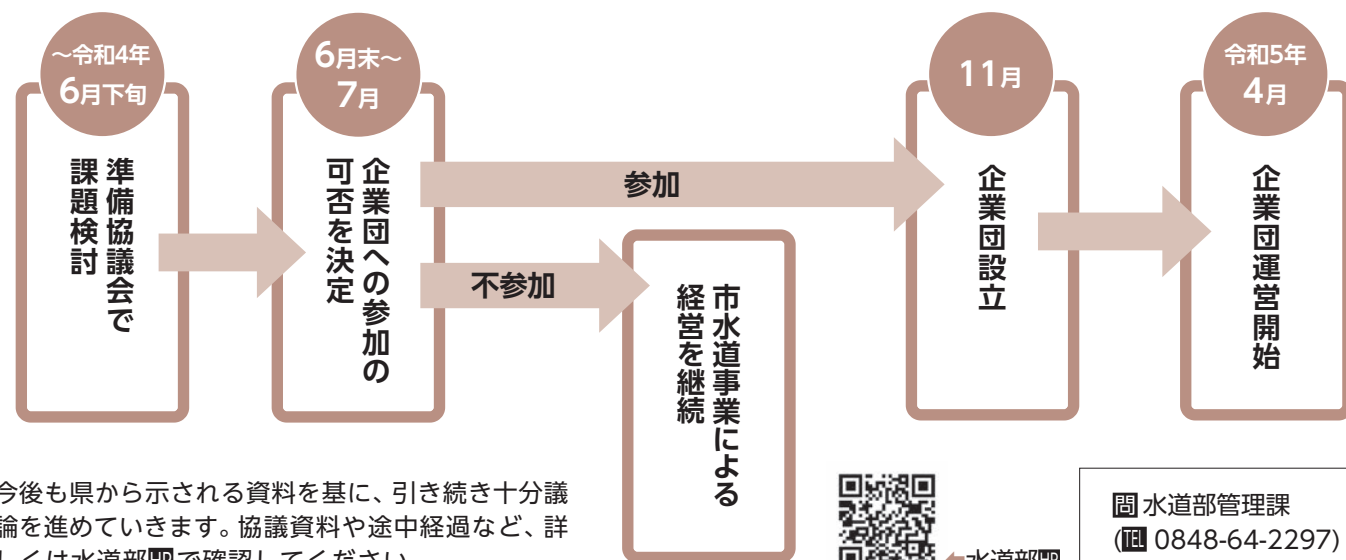
このような各水道事業体が抱える課題を解決し、効率的な経営を行うために県と市町が共同で事業を行う「広島県

水道広域連合企業団(仮称)」の設立について準備協議会をつくり、令和3年4月から県と県内15市町が協議を行なっています。

市はこの協議会に参加し、企業団に加わることが市にとって有意かどうかについて検討を進めています。



今後のスケジュール



08 国民健康保険の加入・脱退の手続きを忘れずに

国民健康保険の加入・脱退には、世帯主または同じ世帯の世帯員による届け出が必要です。

表1に該当するときは、14日以内に市民課(市役所本庁1階)または各支所で手続きしてください。

※異動の種類によって手続きに必要な物異なります。詳しくは問い合わせるか市HPで確認してください。



表1

手続きが必要な異動の種類			
国保に加入する	他の市区町村から転入したとき	その他	転居したとき
	職場などの健康保険をやめたとき		世帯主が変わったとき
	職場などの健康保険の被扶養者でなくなったとき		世帯を分けたとき、一緒にしたとき
	子どもが生まれたとき		子どもが修学のため、別に住所を定めるとき
	生活保護を受けなくなったとき		保険証をなくしたとき、または汚れて使えなくなったとき
国保を脱退する	他の市区町村へ転出するとき	※国保の保険証は、運転免許証など官公署が発行した顔写真付き証明書で本人確認ができる場合のみ窓口で交付します。それ以外の場合は郵送します。	
	職場などの健康保険に加入したとき		
	職場などの健康保険の被扶養者になったとき		
	被保険者が死亡したとき		
	生活保護を受けるようになったとき	問 保険制度について:保険医療課(TEL 0848-67-6050) 税額について:市民税課(TEL 0848-67-6030) 税の納付について:税制収納課(TEL 0848-67-6035)	



友だち全員にチャンス!
抽選で333人に当たる! 総額10万円プレゼント

三原市公式LINEアカウント
の友だちを対象に、抽選で総額
10万円分のポイント・ギフト券
に交換できるデジタルポイント
(デジコ)をプレゼントします。

※ 25日(金)までに友だちに追
加&情報登録が完了した人、す
でに完了している人
【商品】1人につき300円相当の
デジタルポイント

登録方法

① 友だちに追加

下記2次元コード
を読み込んで「友
だち追加」ボタ
ンをタップ。



② 情報登録

トーク画面で情報を登
録してください。当選
した人には25日(金)
以降に、事務局から連
絡が届きます。
※お友だち追加、情報登
録の両方が必要。

画面リニューアル

より使いやすくす
るために、リッチメニ
ュー(画面下部に表示
されるメニュー)をリ
ニューアルしました。

問 広報戦略課(TEL 0848-
67-6007)※リッチメニ
ューについてなど詳しくは
市HPで確認し
てください。



市HP →

くらしの無料相談窓口

相談の種類	とき	ところ	申し込み・問い合わせ先
心配ごと相談	毎週金曜日	13時～16時	サン・シープラザ4階 社会福祉協議会・各地域センター TEL 0848-63-0570
	9日(水)・23日(水)		本郷保健福祉センター TEL 0848-86-3607
	16日(水)		久井保健福祉センター TEL 0847-32-7101
	3月11日(金)、4月1日(金)	9時～12時	大和保健福祉センター TEL 0847-34-1214
	18日(金)		大和人権文化センター TEL 0847-33-1308
児童虐待通告窓口	毎日	24時間	【電話相談】保健福祉課 TEL 0848-67-6088
弁護士法律相談 ※要予約。	①18日(金)②25日(金) ※受け付けは7日(月)8時30分から。	13時～16時	①中央公民館 ②大和支所 生活環境課 TEL 0848-67-6179
消費生活相談	21日を除く毎週月～金曜日	9時～12時、 13時～16時	市役所本庁3階 ※電話相談も可。 消費生活センター TEL 0848-67-6410
消費生活巡回相談 ※要予約。	11日(金)・18日(金)・25日(金)	14時～16時	本郷・久井・大和支所
障害者なんでも相談 ※要予約。	16日(水)	14時～16時	本郷保健福祉センター
	23日(水)		久井保健福祉センター TEL 0848-63-3319
	4月1日(金)	10時～12時	大和保健福祉センター FAX 0848-63-3359
自立サポート相談	21日を除く毎週月～金曜日	8時30分～17時15分	サン・シープラザ4階 自立相談支援センターみはら TEL 0848-67-4568
家庭児童相談	21日を除く毎週月～金曜日	9時～17時	市役所本庁2階 家庭児童相談 TEL 0848-61-0121
不登校等に関する 悩み相談	21日を除く毎週月～金曜日	9時～16時30分	リージョンプラザ2階 ※電話相談も可。 三原ふれあい相談室 TEL 0848-64-7201
学校生活の悩み・体罰など の相談	21日を除く毎週月～金曜日	8時30分～17時15分	【電話相談】三原子どもサポートダイヤル TEL 0848-67-6173 ※時間外は留守番電話で対応。
人権相談	10日(木)	13時～16時	サン・シープラザ4階 人権推進課 TEL 0848-67-6044
	21日を除く毎週月～金曜日	10時～16時	市役所本庁3階 人権文化センター TEL 0848-66-1111
			本郷人権文化センター TEL 0848-86-3333
			大和人権文化センター TEL 0847-33-1308
		8時30分～17時15分	【電話相談】法務局常設電話相談所 TEL 0570-003-110
女性相談 (DVや家庭不和など)	21日を除く毎週月～金曜日	9時30分～16時	市役所本庁2階 ※電話相談も可。 女性相談室 TEL 0848-61-0122
広島県行政書士会三原支部 一日無料相談会	19日(土)	10時～16時	イオン三原店 広島県行政書士会三原支部 TEL 0848-86-1244
不動産表示登記・境界相談	4月2日(土)	9時～12時	中央公民館 広島県土地家屋調査士会尾道支部 TEL 0848-62-2891